

## 平成27年 第18回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 平成27年12月22日(火) 開始時刻 午後1時30分
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席委員 大場委員長, 若度委員, 伊藤委員, 山田委員, 水越教育長
- 4 説明員 篠塚教育次長, 高橋学校教育担当次長, 梓澤教育企画課長, 増淵総務担当主幹, 神谷学校管理課長, 浪花学校教育課長, 大島学校健康課長, 大久保生涯学習課長, 伊藤中央図書館長, 松本文化課長, 湯沢スポーツ振興課長, 小林教育センター所長
- 5 書記 掛布課長補佐, 小島総務担当副主幹, 田上係長, 小林係長, 山越総括主査, 坪井主事
- 6 傍聴者 0名
- 7 議題
  - (1) 審議事項  
議案第39号 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正  
議案第40号 指定文化財の指定解除について
  - (2) 報告事項  
報告第68号 教育行政相談の内容と対応について  
報告第69号 平成27年12月議会一般質問の概要について
  - (3) その他
    - ① 「第8回うつのみや人づくりフォーラム」の開催結果について
    - ② 第4回「南としょかん祭」の開催結果について
    - ③ 百人一首市民大会, 公式戦, ウォークラリー等の開催結果について
    - ④ 第53回宇都宮市民スポーツ大会の結果について
    - ⑤ 第29回宇都宮マラソン大会の結果について

## 8 議事の内容

- 委員長 ただいまから、平成27年第18回宇都宮市教育委員会を開会します。  
会議録署名委員の指名 若度委員、伊藤委員
- 委員長 第17回の教育委員会の会議録についてご意見などありますか。  
(特になし、全員了承)
- 委員長 会議録を承認します。
- 委員長 それでは、第17回の会議録署名委員の伊藤委員、山田委員、署名をお願いします。(会議録に署名)
- 委員長 報告第64号 教育行政相談の内容と対応について
- は、個人情報が含まれているものであるため、非公開としてよろしいでしょうか。
- (全員賛成)
- 委員長 全員賛成ですので、これらにつきましては非公開とし、その他までの案件が終了したあとに審議いたします。
- 委員長 それでは、審議事項から入ります。  
議案第39号 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について説明願います。
- 生涯学習課長 **【説明要旨】**  
河内生涯学習センター改築工事に伴い、平成28年3月22日供用開始予定の新河内生涯学習センターの諸室の使用料を新たに設定し、また、附属設備で設定されていた音楽装置、照明器具について、新河内生涯学習センターでは設置がないため、使用料の設定を削除することについて説明。
- 委員長 説明が終わりましたが、質疑などありますか。
- 伊藤委員 使用料の設定にあたり、相当額についての意見をどこかからもらっているのか。
- 生涯学習課長 土地、建物、備品、管理経費、人件費などを積み上げ、諸室の面積と時間で割る計算式を使用料の単価算出基準としている。
- 伊藤委員 裁量の余地はほとんどないということか。
- 生涯学習課長 その通りである。河内地区は土地単価が比較的安いいため、直近にできた横川地区市民センターなどに比べて使用料が安くなっている。また、登録されている生涯学習団体については使用料の75%が減免となるので、実際に支払われるのは

伊藤委員 教育企画課長	25%となる。 市の財政状況が悪くなった場合などに使用料を見直し、大幅に値上げすることは可能なのか。
伊藤委員 教育企画課長	使用料は全庁的な審査会の中で審査を行っており、数年に一度見直している。計算式はどの施設も概ね同じである。
伊藤委員 教育企画課長	審査会ではある程度の裁量が可能なのか。 見直しの際には、土地単価や人件費、物価上昇率等を併せて検討するが、基本的に利益を生み出す施設ではないため、原価を充てていく考えであり、使用料を倍にするような大幅値上げは考えにくい。
山田委員 生涯学習課長	資料2の図面において陶芸室はどこにあるのか。 陶芸釜はセンターの附属建物である。現センターの北東側に小さな蔵のような建物があり、陶芸釜が入っている。建物は小さく、設備の整ったものではないため、使用料が安くなっている。
委員長 委員長	このとおり決定してよろしいか。(全員了承) それでは、議案第39号を決定いたします。
委員長	議案第40号 指定文化財の解除について説明願います。
文化課長	<p><b>【説明要旨】</b> 第17回教育委員会にて諮問を決定した大峯山のヤシャブシについて、平成27年12月14日開催の宇都宮市文化財保護審議委員会により、宇都宮市指定文化財から解除することを適当とする旨の答申があったため、解除を決定することについて説明。</p>
委員長 委員長 委員長	説明が終わりましたが、質疑などありますか。(特になし) このとおり決定してよろしいか。(全員了承) それでは、議案第40号を決定いたします。
委員長	次に、報告事項に入ります。
総務担当主幹	報告第69号 平成27年12月議会一般質問の概要について説明願います。
総務担当主幹	<p><b>【説明要旨】</b> 平成27年12月議会一般質問について、主な質問と答弁の要旨を説明。</p>
委員長 伊藤委員	説明が終わりましたが、質疑などありますか。 公立夜間中学の設置について、実態調査やニーズの把握は難しく、答弁のとおりであるだろう。
教育企画課長	これまでの公立夜間中学の対象者は中学校を卒業していない人であり、現在は約8割が外国から日本に来た人である。今年7月、国からの通知により、既卒者であっても、引きこもりなどで学校教育を十分に受けることができなかった人か

らの入学希望がある場合は、受け入れることとなった。国は各都道府県に1校程度設置する方針であり、現在全国に31校の設置があるが、未設置の都道府県も多く栃木県も未設置である。実態把握は難しく、調査方法について調査・研究していくことを答弁した。

若度委員 様々な議論があり結論の出ていない東京裁判について、事後法であるか否かを教える必要はないとの明確な答弁でよいと思った。資料を活用することは良いと思うが、議論となっている部分についていい加減なことを教えてはならない。

教育長 「東京裁判は事後法か、法の正義はあるか」については、中学生以下では教えないこととなっている。

伊藤委員 罪刑法定主義は、大学の法学部等の刑法や憲法において学ぶ内容である。戦後処理の難しい問題であり、中学生ではなく、大学やその卒業後などに判断すべきことである。

委員長 このとおり承認してよろしいか。(全員了承)

委員長 それでは、報告第69号を承認いたします。

委員長 その他の案件につきましては、資料提供のみとなりますので、後程ご覧ください。

委員長 以上で公開できる案件を終了いたします。

・・・(非公開の審議の開始)・・・

報告第68号 教育行政相談の内容と対応について

⇒ 承認

・・・(非公開の審議の終了)・・・

委員長 他に、委員の皆様などからご意見などあればお願いします。  
委員長 無いようですので、事務局から何かございますか。

事務局 [次回教育委員会等の開催について]  
○平成28年1月18日(月)午後1時30分から 定例会

委員長 以上をもちまして、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後 2 時 5 分

署名委員

---

署名委員

---